

証明書のコンビニ交付手数料の減額特例措置の終了について

町田市では、2018年4月1日から、コンビニ交付の利用促進を目途として自動交付機により交付する手数料を設定するとともに、他市との差別化のアピール効果を高めるための特例措置を導入しました。また、マイナンバーカードの取得促進及び新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、2021年と2023年の2度にわたり特例措置を継続し、2025年3月31日まで期間を延長いたしました。

2024年8月末のマイナンバーカード保有枚数率は75.4%（2018年4月時点のマイナンバーカードの交付率：13.23%）となり、また、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症になったことから、特例措置の目的は果たしたと考え、2025年3月31日をもって終了いたします。

1 コンビニ交付手数料

2025年3月末までの証明手数料（特例措置の手数料）

証明書の種類	窓口交付	コンビニ交付
住民票の写し、印鑑登録証明書 課税・非課税証明書	300円	150円
戸籍全部・個人 事項証明書	450円	250円



2025年4月からの証明手数料（本来の手数料）

証明書の種類	窓口交付	コンビニ交付
住民票の写し、印鑑登録証明書 課税・非課税証明書	300円	200円
戸籍全部・個人 事項証明書	450円	300円

2 周知について

コンビニ交付手数料の変更については、広報まちだ、町田市ホームページ等で周知いたします。